

# 指定短期入所生活介護（ショートステイ） 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
福島県第0772700092号（平成12年4月1日指定）

【令和3年4月1日現在】

当事業所は、ご契約者（以下「利用者」という。）に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要・提供されるサービス内容及び料金・契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。

当事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

(1)法人名 社会福祉法人かねやま福祉会

(2)法人所在地 福島県大沼郡金山町大字中川字沖根原1324番地

(3)電話番号 0241（55）3341（代表）

(4)代表者氏名 理事長 長谷川 一夫

(5)設立年月日 平成元年8月2日

(6)事業の基本方針(目的)

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかることを目的とする。

## 2. 施設の概要

(1)施設の名称 かねやまホーム短期入所生活介護事業所

(2)施設の所在地 福島県大沼郡金山町大字中川字沖根原1324番地

(3)電話番号 0241（55）3341

(4)施設長の氏名 横山 光男(管理者)

(5)施設の運営方針

①本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

③利用者又はその家族に対しサービスの内容及び提供方法について説明する。

④適切な介護技術をもってサービスを提供する。

⑤常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(6)開設年月日 平成12年 4月 1日

(7)事業の実施地域

①通常の事業の実施地域

金山町・三島町・昭和村

②通常の事業の実施地域以外の地域

上記以外の周辺市町村

(8)営業日及び営業時間

| 営業日  | 営業(受入)時間     |
|------|--------------|
| 年中無休 | 概ね9:00~17:00 |

(注)上記以外の時間をご相談下さい

(9)利用定員 20名

3. 居室等の概要

当事業所では男女別の4人部屋、2人部屋をご用意しております。入所される居室は全て多床室となります。

お部屋のご希望については、居屋の空き状況、ご利用者の性別を考慮したり、心身の状態に合わせたより良いサービスを提供するために、ご希望に沿えない場合があります。

また、入所者の心身状況の変化、居室内でのトラブルその他やむを得ない理由により居室の変更を行う場合がありますので、ご了承下さい。居室等の概要につきましては別紙「施設概要図」を参照して下さい。

尚、施設内の設備、備品等については、特別養護老人ホーム入所者と共用することとしています。

4. 職員の配置状況及び職務の内容

当施設では、入所者に対してサービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

| 職種         | 人数    | 備考                      |
|------------|-------|-------------------------|
| 管理者        | 1名    | 併設施設管理者兼務               |
| 医師(嘱託医)    | 1名    |                         |
| 生活相談員      | 2名以上  |                         |
| 介護支援専門員    | 1名以上  | 兼務                      |
| 看護職員       | 3名以上  | 常勤3名、非常勤2名(通所介護事業所兼務)   |
| 介護職員       | 30名以上 | 契約職員を含む                 |
| 栄養士(管理栄養士) | 1名    |                         |
| 調理員        | 8名以上  |                         |
| 機能訓練指導員    | 1名以上  | 常勤看護職員1名、非常勤2名兼務し、交代で担当 |

上記の職員(除く看護職員)の1部については、必要に応じて指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームかねやまホームとの併任の人数です。

《主な職種の勤務体制》

| 職種   | 勤務体制                 |
|------|----------------------|
| 看護職員 | 日中 2~3名              |
| 介護職員 | 日中 8:30~ 17:30 18名以上 |
|      | 夜間 17:30~20:00 5名以上  |

(注)日中の勤務体制は、曜日などによって異なります

主な職種の職務内容は次の通りです。

| 職種    | 職務内容   |
|-------|--|
| 管理者   | 職員等の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。   |
| 生活相談員 | 利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。 |

| 職 種        | 職 務 内 容   |
|------------|---|
| 介護支援専門員    | 利用者の心身の状況を踏まえ、入所者及びその家族の希望に基づいた施設サービス計画を作成する。                                     |
| 看 護 職 員    | 利用者の健康管理、保健衛生指導及び疾病の予防などを行う。  |
| 介 護 職 員    | 利用者の心身の状況等を踏まえ入所者に対して適切な介助を行う。  |
| 機能訓練指導員    | 利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練等を行う。                          |
| 栄養士(管理栄養士) | 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成。<br>必要に応じて個々の栄養状態をアセスメントし、栄養ケア計画を策定し栄養管理や定期的な評価等を行う。 |
| 調 理 員      | 入所者へ提供する食事の調理業務を行う。   |

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金等

当施設で提供するサービスの内容、利用料金等は別紙「利用料金表」の通りです。

## 6. 利用の中止、変更、追加

### 【利用予定期間以前の中止】

利用予定期間以前に、ご利用者の都合により短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくはサービスの追加をすることができます。

この場合には、サービスの実施日の前日までに、事業者申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 利用予定日前日までに申し出があった場合  | 無 料   |
| 利用予定日前日までに申し出がなかった場合 | 500 円 |

### 【利用期間中の中止】

以下の事由に該当する場合は、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ①ご利用者が中途退所を希望した場合
  - ②利用日の健康チェックの結果、体調がおもわしくなく、利用が難しいと判断された場合
  - ③他の利用者などの生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合
  - ④利用中に体調が悪くなり、病院等への受診が必要と嘱託医が判断した場合
- 上記の場合、ご家族へ連絡するとともに嘱託医の指示のもと早急な対応を実施します。これらの場合、利用料金は退所日までの日数を基準に算出します。

## 7. 利用上の留意事項

### (1) 施設利用上の留意事項

- ①利用者は、居室、共用施設および敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- ②利用者は、サービスの実施および安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者およびサービス従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- ③利用者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損

もしくは汚損した場合には、自己の費用により原状に復するかまたは相当の代価を支払うものとします。

#### 8. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関及び家族に連絡し、適切な措置を講じます。  
なお、当事業所の協力医療機関は次の通りです。

福島県立宮下病院  
大沼郡三島町大字宮下字水尻1150番地 TEL 0241 (52) 2321

#### 9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族及び主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。また、居宅介護支援事業所、市町村への報告も行います。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに所定の手続きに従い、必要な損害賠償等を行うものとします。

#### 10. 非常災害対策

サービス提供中に天災、その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

このため、当事業所では定期的に避難訓練などを実施しており、必要に応じて利用者の皆様にもご協力いただくことがあります。なお、防火管理者は「特別養護老人ホームかねやまホーム施設長」となっています。

#### 11. 苦情受付について

##### (1) 当施設における苦情の受付

当事業所では、利用者の苦情や要望をお聞きし、適切に対応するために苦情解決責任者、担当者及び第三者委員を設置しております。当事業所のサービスの提供にあたり苦情などがありましたら、以下により遠慮なくお申し出下さい。

- ◇ 苦情解決責任者 施設長(管理者) 横山 光男
- ◇ 苦情受付担当者 介護支援専門員 本名 利知子
- 【受付時間】  
毎週月曜日～金曜日(祝日及び12月30日～1月3日を除く)  
8時30分 ～ 17時30分
- 【電話番号】  
0241(55)3341
- ◇ 第三者委員
  - ・市川 里美 (金山町川口)  
TEL 0241-54-2770
  - ・横田 正雄 (金山町横田)  
TEL 0241-56-4660

(2)行政機関その他の苦情受付機関

金山町役場 住民課 保健福祉係

- ◇ 所在地 福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393番地
- ◇ 電話番号 0241(54)5135
- ◇ F A X 0241(54)2118
- ◇ 受付時間 月曜日 ~ 金曜日(除く祝祭日)  
8時30分 ~ 17時30分

福島県運営適正化委員会 苦情解決部会

- ◇ 所在地 福島県福島市渡利七社宮111番地
- ◇ 電話番号 024(523)2943
- ◇ F A X 024(523)2943
- ◇ 受付時間 月曜日 ~ 金曜日(除く祝祭日)  
9時00分 ~ 17時00分

12. 福祉サービス第三者評価について

有 ・  無

13. その他運営についての留意事項

当事業所では、より良いサービスの提供を目指すため、研修の機会を設け、従業員の資質の向上や知識、技能及び一般的な教養の修得に努めています。

ここで定める事項のほか、運営に関する留意事項は管理者が理事長の承諾を得て別に定めます。